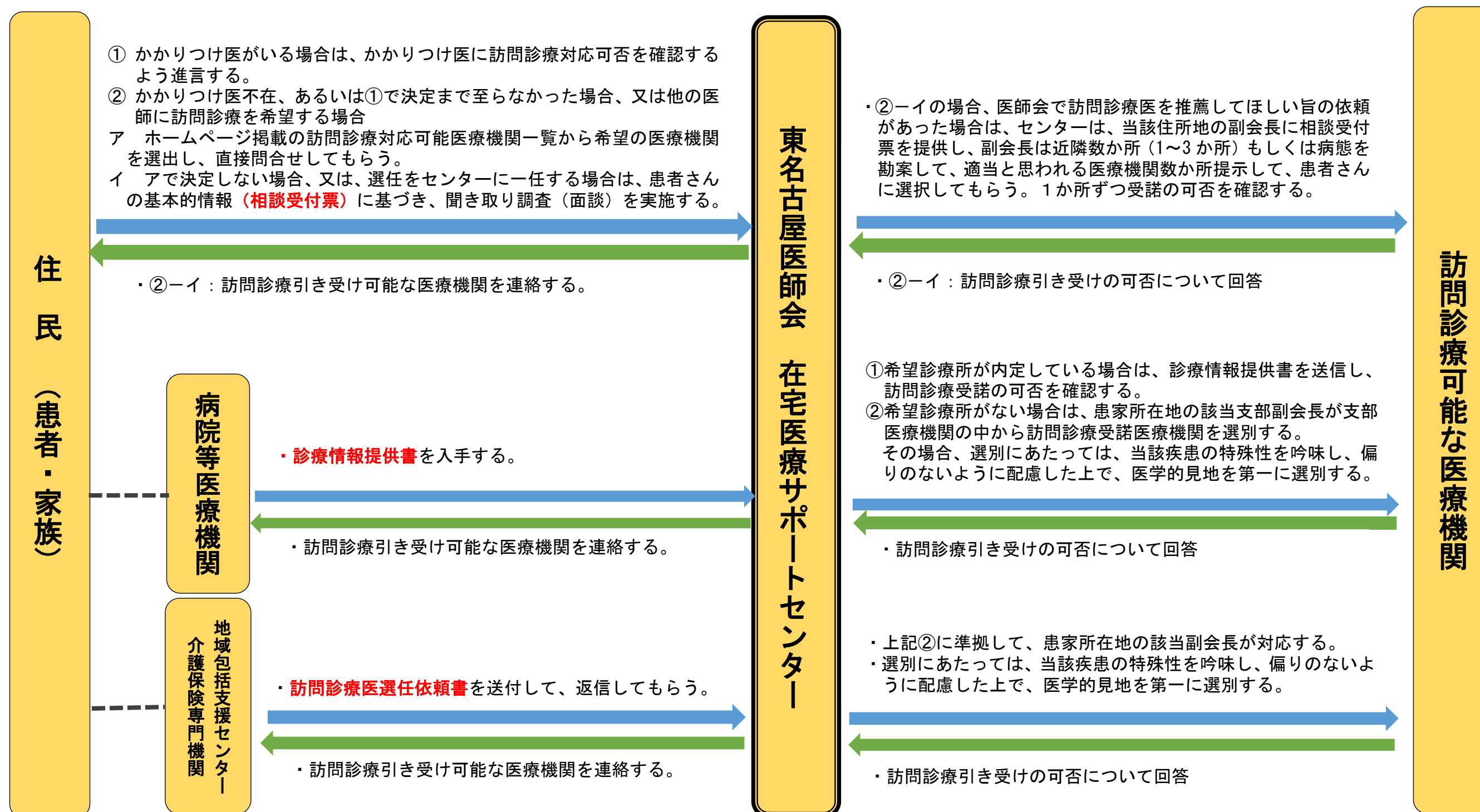


東名古屋医師会 かかりつけ医師不在の場合の訪問診療医師選任システム



◆問い合わせ先の如何に関わらず、サポートセンターに選任依頼があった場合は、コンダクターは速やかに医師会長に相談内容を添えて報告する。
 また、その後の経緯についても、最終決定に至るまで報告する。
 ◆会長は、副会長から選任に関して相談を受けた場合は、適宜対応する。

東名古屋医師会在宅医療サポートセンター 訪問診療医師選任システム

(1) 一般市民・町民からの問い合わせに対する対応方法の原則

- ①「かかりつけ医がいる」(A医師とする)場合には、まず、A医師に訪問診療対応の可否を尋ねるように進言する。在宅医療の原因となった疾患が、A医師と専門性が違うこともあり得るので、A医師が訪問診療を受諾しない場合がある。その時は、A医師に在宅医療担当医療機関を紹介してもらうよう申し出ることを進言する。
- ②「かかりつけ医が不在」あるいは、①で決定までに至らなかった場合は、以下のようセンターは対応する。
- (ア) センターのホームページを紹介し、閲覧の上、希望医療機関に直接問い合わせしてもらう。(希望にて、FAXあるいは郵送対応もする)
- (イ) ホームページの閲覧不可、閲覧しても決定しない、あるいはセンターに選任を一任希望する場合、現在の病状をまずコンダクターが口頭で聞き出し、緊急性があると判断されたら、近くの医療機関にまず受診を勧める。緊急性がなくても、往診レベルの要請であれば、近隣医療機関を紹介する。最終的に訪問診療対象疾患とコンダクターが判断した場合は、直接センターへ来所してもらい、病状等の把握のために「相談受付票」の項目に基づき、聞き取り調査(面談)を実施する。
- 註;面談時に、副会長が選任した在宅医療担当医を後日センターから連絡すること、担当医の判断によっては、在宅医療の対象とならないこともあること、選任した担当医に不満があれば、センターに直接連絡可能であることを説明する。
- (ウ) センターはその情報を該当地区副会長に提供し、選任依頼をする。
- (エ) 該当地区副会長は、疾患内容から、専門性等を勘案して、複数(1~3か所以内)の医療機関をセンターに紹介し、その中から、1か所を患者さんに選択してもらうようにセンターは患者さんに伝える。
- 註;選択された医療機関が受諾するかどうかはこの時点で不明であることを必ず相手に伝えておくこと。
- (オ) 選択された医療機関に対して、センターは「相談受付票」を提出し、訪問診療受諾の可否を確認する。
- 【ケース1】可となれば、その医療機関を患者さんに紹介(連絡先等)し、その後は、医療機関に対応を一任する。
- 【ケース2】不可となれば、残りの2か所から1か所を選択してもらい、同様に繰り返す。
- 【ケース3】さらに不可となれば、最後の1か所を紹介する。
- 註;以上で決まらない場合は、センターは「会長」にその旨を報告し、指示を待つ。

(2) 病院等の医療機関からの問い合わせに対する対応方法の原則

- ①病診連携のみをセンターに委託する場合（依頼医療機関Aが決まっていて、受諾の可否確認を病院がセンターに求めて来た場合）
- (ア) 診療情報提供書の提出を求め、センターがAに情報提供して可否を確認する。
もし、不可となれば、その旨病院に連絡し、新たに希望医療機関を選出してもらう。センター一任となれば、コンダクターは、住所地の支部副会長と連携して、副会長が選出した医療機関に情報提供して訪問診療可否を確認する。
- (イ) 最初から、センターに訪問診療受諾医療機関の選出を希望する場合は、(ア)のセンター一任と同様に対応する。

(3) 病院以外の医療・介護関連多職種からの問い合わせに対する対応方法の原則

- (ア) 「訪問診療医選任依頼書」の提出を求め（依頼書はセンターから返信用封筒付きで送付する）、
- (イ) センターは患者住所地の支部副会長と連絡を取り、副会長選出の医療機関（1か所ずつ）に依頼書を送付し、受諾の可否をセンターが確認する。

- (4) 問い合わせ先の如何に関わらず、サポートセンターに選任依頼があった場合は、コンダクターは速やかに医師会長に相談内容を添えて報告する。
また、その後の経緯についても、最終決定に至るまで報告する。
なお、会長は、副会長から選任に関して相談を受けた場合は、適宜対応する。

